

令和6年6月1日

上田市北部地区まちづくり協議会 機械器具等管理運営規程

第1条(趣旨)

この規程は、上田市北部地区まちづくり協議会が所有する環境美化活動用機械器具等(以下「機器」という。)の管理・使用に関する必要な事項を定めるものとする。

第2条(使用の目的)

上田市北部地区まちづくり協議会(北小通学区)内の道路、河川や公園等において雑草等の除去および雑木類の伐採等を行うことにより地域資源等の保全管理を図り、また、空き地等における雑草・雑木類の繁茂状態を解消し、地域防犯力の向上等を目的とする。更に、機器を貸し出すことにより、同域内外の住民が自主的に地区内の雑草除去や雑木伐採を実施し、清潔かつ安心・安全で良好な生活環境の保全に対する啓蒙を図ることも目的とする。

第3条(管理)

機器の管理責任者は上田市北部地区まちづくり協議会環境・生活部会長とし、機器の管理方法は次のとおりとする。

- (1) 所在地 上田市大手2-3-3 上田市東庁舎3階
- (2) 保管場所 環境・生活部会長が指定する場所
機器の貸出しは、上田市北部地区まちづくり協議会ホームページの貸出管理コーナーより申し込みを行う。

第4条(使用者および使用料)

機器の主たる使用者は、原則として上田市北部地区まちづくり協議会登録自治会、自治会役員を申し込み責任者とし傘下の各種団体を対象とする。

2 前項に規程する団体が使用する場合は、使用料は無料とする。

3 環境・生活部会長が適当と認めた場合には、1 項に規程する使用者以外の自治会にも貸し出しできるものとする。なお、この場合の使用料については、次のとおりとする。

機具名称	メーカー・型番	使用料	使用日数 上限	備考(保有数等)
ブロワ	新ダイワ EB-3083	2,000 円/日	2 日	2 台:燃料費は使用者負担
チェーンソー	共立エコー ECS352A	2,000 円/日	2 日	1 台 〃

※上田市北部地区内の団体は無料

4 上田市北部地区内外を問わず、個人利用は認めないものとする。

第 5 条(使用申込)

機器を使用する者は、上田市北部地区まちづくり協議会ホームページ上の「機械器具等使用許可申請書」に必要事項を登録し環境・生活部会長(同事務局)の許可を受けなければならない。なお、当申請書は、使用日の 2 週間前から 使用日の前々日までに申し込み手続きを終え機器受け渡し期日、返却期日等詳細の確認をする。

第 6 条(使用許可)

上田市北部地区まちづくり協議会環境・生活部会長(同事務局)は前条の申請書の登録があった場合、これを審査し適当と認めるときは、その使用を許可し使用者に貸し出すものとする。

第 7 条(使用者の遵守事項)

使用者は、管理者の注意義務を負い盗難防止に留意し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1)申請した使用目的以外の用途に使用しないこと。
- (2)安全に関する注意事項を守り安全に十分注意すること。また、事故防止および安全対策として必ず複数名にて作業を実施する。
- (3)他に転貸しないこと。
- (4)営利目的に使用しないこと。

第 8 条(貸し出しの取消)

環境・生活部会長は貸し出した機器を上田市北部地区まちづくり協議会が緊急に使用する必要が生じた時、又は使用者が前条の協定に違反したときは機器の貸し出しを取り消し返却させることができる。

第 9 条(費用負担)

エンジン式機器の使用に伴う燃料費は、原則として使用者の負担とする。機器は燃料が空の状態で行い、燃料を使い切り空の状態に返却するものとする。ただし、環境・生活部会長が適当と認められた場合は、上田市北部地区まちづくり協議会がその燃料費を負担する。また、燃料は市販されている混合油(ブロアー、チェーンソーいずれも比率 50:1 のもの)を使用すること。

第 10 条(使用者の責務)

使用者は、機器を慎重かつ丁寧に取り扱いなければならない。

2 使用者は、故意または過失により機器に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、環境・生活部会長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を免除することができる。

3 使用者は、前項に規程する損害が生じたときは、速やかに上田市北部地区まちづくり協議会環境・生活部会長(同事務局)に届け出なければならない。

第 11 条(事故の責任)

使用者が機器を使用するにあたり使用上の不注意その他自己の責めに帰すべき理由により事故が生じた場合は、自らの責任においてこれを解決するものとし、上田市北部地区まちづくり協議会は当該事故による賠償の責めを負わないものとする。

第 12 条(その他)

この規程に定めのない事項は、上田市北部地区まちづくり協議会環境・生活部会長(同事務局)が別に定める。

附則

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。